

◎新潟県訓令第5号

庁 中 一 般
企 業 局
病 院 局
各行政委員会事務局

議案等調製規程（昭和34年2月新潟県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(合議) 第4条 前条の場合において、次の各号に掲げる事件にあつては、総務管理部長の決裁を受ける前にそれぞれ当該各号に定める者に合議しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 条例に関する事件 <u>法務文書課長</u>	(合議) 第4条 前条の場合において、次の各号に掲げる事件にあつては、総務管理部長の決裁を受ける前にそれぞれ当該各号に定める者に合議しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 条例に関する事件 <u>文書私学課長</u>